

2009年(平成21年) 6月30日

内閣府国民生活局 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏



消費者委員会の委員並びに委員長の選任に関する意見書

1, 当NPO法人は、不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図ることを目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当NPO法人は、適格消費者団体として、京都府内を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当契約条項の是正を求めて申し入れや差止訴訟を行っており、その結果、京都府における賃貸借契約や携帯電話契約をはじめとする消費者契約の適正化に寄与しているところです。

2, 171回通常国会において、消費者庁関連3法案が成立し、消費者庁と消費者委員会がまもなく発足します。当NPO法人は、消費者庁が消費者問題に対する司令塔機能を、また、消費者委員会が全省庁に対する監視機能を、それぞれ遺憾なく発揮し、消費者・生活者が安心して安全に暮らせる社会の実現がはかれることを強く期待しています。

特に、消費者委員会は消費者庁から独立し、第三者機関として消費者行政全般に対する監視機能を持ち、調査・建議・勧告をすることができます。消費者委員会の監視機能が有効に行われるかどうか、消費者・生活者の目線による行政が実現するかの鍵となります。さらに独立した第三者機関であるだけに、消費者委員、特に委員長にどのような人選が行われるかが極めて重要となっています。

消費者委員会の委員を人選するにあたっては、第1に、消費者問題に精通している人であることが必要です。全省庁に対し消費者行政全般に関して調査・建議・勧告をしていくことになるので、これまでも消費者問題に取り組んできた十分な経験があり、消費者問題を十分に知っている人である必要があります。

第2に、消費者・生活者から見て、消費者の立場・目線に立っている人である必要があります。消費者行政全般について、調査・建議・勧告をしていけば、当然他省庁からの反対等もあると考えられます。その場合、これをはねのけて監視機能を全うするには、委員、とりわけ委員長が消費者の立場・目線に立っていないければなりません。委員、とりわけ委員長は、誰の目から見ても消費者・生活者の立場・目線に立って行動していくと評価される人である必要があります。

第3に、自己の見識を持ち、これを貫くことのできる人である必要があります。従来の内閣府国民生活局の消費者行政は、ともすれば産業界の立場も考慮した調整型の施策となりがちであったとも考えられます。しかしながら、これからの消費者庁は調整型の行政ではなく、消費者の立場に立って何が必要かを政策立案し、消費者の目線でこれを推進していくことが求められます。とりわけ、消費者委員会は、消費者庁を含む全省庁に対して、消費者の立場・目線に立っていない行政活動に関して調査・建議・勧告をして行かなくてはなりません。そのためには、消費者・生活者の立場・目線に立った自己の見識を持ち、これを貫くことのできる人である必要があります。調整型の行政経験はむしろ悪影響を及ぼすと考えられ、消費者委員会の委員は、行政経験のない純粋に民間の人を選ぶべきです。

第4に、委員の出身母体における員数については、産業界等に配慮したバランス論は絶対に避けるべきです。消費者委員会は、消費者の立場・目線に立って他の行政機関を監視していかなくてはなりません。従前の国民生活審議会とは全くその機能を異にしています。国民生活審議会と同様の、産業界、消費者団体、有識者など委員の出身母体毎のバランス論は論外です。これまで消費者問題に取り組んで来た人を中心に、消費者問題の解決に真剣に取り組む熱意と力量のある人を人選する必要があります。

新聞報道等漏れ聞くところからすると、消費者委員会の委員・委員長の人選は上記の観点からは問題があると考えられる方向で進んでいます。このような方向で人選が進んでいくと消費者委員会の全省庁に対する監視機能が阻害されてしまう可能性が大きくなります。

については、消費者委員会の委員および委員長の人選にあたっては、上記の4つの観点において、消費者・生活者から見て、真に委員としてふさわしい人が選任されるよう尽力されることを強く求めるものです。

以上